

第54回水産庁入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和3年10月8日)

開催日及び場所			令和3年6月17日(木)水産庁中央会議室			
委員			戸塚 輝夫(公認会計士)(委員長) 宮島 哲也(弁護士) 西村 絵美(水産大学校講師)			
審議対象期間			令和2年10月1日～令和2年12月31日			
審議対象案件			61件 うち、1者応札案件9件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件			6件 (抽出率9. 8%) うち、1者応札案件5件 (抽出率83%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
		指名競争	公募型指名競争		該当なし	
			工事希望型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約		該当なし		
	業務	一般競争		該当なし		
		指名競争	公募型競争		該当なし	
			簡易公募型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし	
			簡易公募型プロポーザル		該当なし	
			標準型プロポーザル		該当なし	
			その他の随意契約		該当なし	
	物品・役務等	一般競争		4件 うち、1者応札案件4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
		指名競争		該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし		
		随意契約(その他)		該当なし		
	(特記事項)					
	特になし					

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	1. 令和2年度対馬海峡地区マウンド礁ブロック製作(その2)工事 ・魚礁製作工事は、その1、その2及びその3と分かれているが、その1の工事を請けようと、同じ業者がその2の工事など他の工事を請けるのは難しいという整理をしているのか。 ・同じ工事でも平成30年度は7者応札があったとあるが、今回は、1者が辞退し、最終的には1者応札となったが、7者から大分減っている理由は分析されていますでしょうか。 ・今回、入札前に辞退した者の理由などは分かりますでしょうか。	・同じ事業者が連続して受注することを否定するものではなく、技術者等が確保できていれば受注可能です。なるべく広く参加機会を確保する観点から、受注工事の有無を評価項目としています。 ・平成30年度は、最初にブロック製作を行った年度だったので、参加する業者も多くなったものと推測しています。 ・入札前に辞退した事業者にアンケートしたところ、同時期に平行して競争参加していた他工事に配置予定技術者が従事することとなったため入札を辞退したとのことでした。
	2. 令和2年度大隅海峡地区マウンド礁ブロック製作(その2)工事 ・対馬海峡地区の同様の工事と比較して、3者応札だが、落札率がこちらの方が高いのはなぜか。 ・その2、その3工事となることにより、事業者の予定価格の読む精度が上がってきているのか。 ・入札執行調書と標準点等評価表の評価点のつながりについて説明して下さい。	・予定価格については、積算基準や単価等すべて公表しているため、事業者はほぼ100%正確に算定できます。 ・このため、落札率は、各入札者のお考えの結果かと思われます。 ・標準点等評価表の評価点合計が入札執行調書の「標準点＋加算点等」欄の点数となります。 ・この点数を金額で割り算した結果が入札執行調書の評価値となります。金額が低いほど評価値は高くなります。
	3. 東光丸第2種B中間検査及び一般修繕 (特になし)	—
	4. 11月分 京浜地区 重油 45KL ・事後審査票の1者応札となった要因として、積込み予定日に他の予定が既にあったとあるが、入札の公示を早めにしたとしても積込み予定日に左右され、多少早めても入札の参加者が増えるという効果はあまり見込めないのか。	・早めに公示したほうが入札参加者の数は増える可能性はありますが、取締船の運航計画と給油予定は頻繁に変更されるので、これ以上早くするとはあまり現実的ではないと考えています。
	5. 多目的ボール発射装置の購入 ・多目的ボール発射装置は、一点物で設計して作り上げているものなのか。 ・他の事業者が納入することも可能なものなのか。	・ピッチングマシンを改良したもので、事業者のホームページを見ても紹介しており、1から作ったものではありません。 ・同じような圧縮装置を取り扱っている事業者もありますので、製作し販売することとも可能かと思えます。
	6. 船内情報管理システムサーバーPC換装業務 ・アンケート結果において、競争に参加しなかった理由と改善すべき点がその他となっているが、具体的な記載はあったのでしょうか。 ・今度から電話でもいいので確認していただくと有り難いです。	・特になしと書いてあり、詳細の確認は取れていません。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 〔これらに対し部局長が講じた措置〕	特になし	
事務局：水産庁漁政部漁政課 政策評価班		